

(平成24年5月23日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認東京地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	19 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	15 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	28 件
国民年金関係	19 件
厚生年金関係	9 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 10 月から 56 年 9 月まで  
② 昭和 56 年 10 月から 57 年 9 月まで  
③ 昭和 60 年 4 月から同年 9 月まで

私は、申立期間①及び③については、国民健康保険料と一緒にまとめて国民年金保険料を納付していた。また、申立期間②については、免除申請を行っていたはずである。申立期間①及び③の保険料が未納とされ、申立期間②の保険料が免除とされていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、6 か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は 2 回払い出されており、2 回目の手帳記号番号は当該期間内の昭和 60 年 8 月頃に払い出され、当該期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みである。

また、当該期間直前の昭和 60 年 1 月から同年 3 月までの期間の保険料は 61 年 6 月 21 日に納付され、当該期間直後の 60 年 10 月から同年 12 月までの期間の保険料は、同年 10 月に納付されていることがオンライン記録で確認でき、当該期間はいずれの納付時点においても過年度納付又は現年度納付により納付することが可能であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

一方、申立期間①については、申立人は、転居後数年は当該期間の保険料を納付していなかったが、昭和 50 年頃に国民健康保険料と一緒にまとめて納付した記憶があるとしている。

しかし、当該期間当時居住していた市の国民年金被保険者名簿では、申立人は昭和 48 年 5 月に当該市に転入し、20 歳到達時の 46 年\*月から 49 年 9 月までの期間の保険料が納付済みとなっていることが確認できるが、同年 10 月以降、戸籍の附

票で別の居住地に転出したことが確認できる 55 年 6 月までの期間の保険料は未納となっており、申立人の保険料の納付状況に関する記憶が明確でない。

また、上記名簿において、申立期間①に係る昭和 50 年 1 月、同年 4 月及び 51 年 4 月に納付書が発行（「納発」、「本納発」の記載あり）され、54 年度の 6 月、9 月、12 月及び 3 月、55 年度の 6 月、9 月及び 12 月に勸奨状（催告状）が発行されているが、当該勸奨状は申立人の元に届かず返戻（「勧返」の記載あり）されていることが確認できるほか、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人は、免除申請期間については 1 年間で、免除申請の回数は 1 回だけであったと思うとしているが、当該免除期間及び免除申請の回数の記憶が明確でなく、オンライン記録では昭和 57 年 10 月から 59 年 3 月までの期間が申請免除期間となっていることが確認でき、申立人が当該期間の保険料を免除されていたことを確認できる資料は無く、保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から5年3月まで

私は、平成5年頃に国民年金の加入手続を行い、加入後は、その年度の国民年金保険料と加入前の2年分の保険料を遡って納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年頃に国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の13番前の第3号被保険者の該当処理日から、申立人は、同年11月頃に国民年金の加入手続を行ったと推認でき、申立人の主張に不自然さは認められない。

また、申立人は、加入した際に2年分の国民年金保険料を遡って納付するための納付書の作成を依頼し、確かに送付してもらい、納付期限が到達する前に保険料を納付していたとしているところ、申立期間前の20歳到達月からの保険料が全て過年度納付されており、申立期間直後からの保険料が平成6年4月を除き全て納付されていることを踏まえると、納付意識の高い申立人が、納付書の交付を依頼した過年度納付することが可能な期間について保険料の納付をしなかったとは考え難い上、申立期間は12か月と短期間であることから、申立人は、申立期間の保険料を納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年6月

私は、平成2年6月20日に会社を退職し、同年7月\*日に婚姻した後、区役所の出張所で国民年金の加入手続を行った。その後間もなく、友人から第3号被保険者への変更手続が必要だと勧められ、同出張所にて手続を行い、同年6月の1か月分の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、当該記号番号の前後の第3号被保険者の資格入力処理日から、平成2年9月頃に払い出されたと推認でき、申立人の第3号被保険者への種別変更手続は、その後の同年10月9日に処理されていることがオンライン記録で確認できることから、会社を退職後に国民年金の加入手続を行い、その後間もなく、第3号被保険者の手続を行ったとする申立人の説明と合致している。

また、申立人は上記種別変更手続後に申立期間の国民年金保険料を納付したとしており、申立人の当該種別変更処理が行われた時点で、申立期間の保険料は現年度納付することが可能であり、申立人が申立期間の保険料を納付したとする区役所の出張所は当時開設され現年度保険料の収納業務を行っていたなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から同年 9 月まで  
私の夫の両親は、私が結婚した後、すぐに私の国民年金の加入手続を行い、遡って納付することができる 2 年分の国民年金保険料を一括で納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 6 か月と短期間であり、申立人は申立期間直後の昭和 50 年 10 月以降の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の義父母は、国民年金に任意加入し、60 歳に到達するまでの保険料をおおむね納付しているほか、申立人と同様、義父母が加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の夫は、国民年金加入期間の保険料は全て納付済みとなっている。

さらに、申立人は、婚姻後すぐに義父母が国民年金の加入手続を行い、付加保険料の申出を行ってくれたとしているところ、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立人が婚姻した翌月の昭和 52 年 5 月頃に払い出され、同年同月に付加保険料の申出を行っていることがオンライン記録で確認でき、当該払出時点で申立期間の保険料は過年度納付で納付することが可能であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係るA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和51年12月1日であると認められることから、申立期間①の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、17万円とすることが妥当である。

また、申立人の申立期間②に係るA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成8年4月4日であると認められることから、申立期間②の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、41万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年8月31日から同年12月1日まで  
② 平成8年3月31日から同年4月4日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。両申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の加入記録及び事業主の回答から判断すると、申立人は、当該期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の同社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（昭和51年11月30日）の後の昭和51年12月1日付けで、遡って同年8月31日と記録されたことが確認できる上、申立人と同様に遡って被保険者資格を喪失している従業員が24人いることが確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本によると、申立期間①においても同社は閉鎖されておらず法人格を有していることが確認できる上、申立人以外にも従業員6人の当該期間における雇用保険の加入記録が確認できることから、厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後に、遡

って申立人のA社における資格喪失日に係る処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日を当該処理日である昭和51年12月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和51年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、17万円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、雇用保険の加入記録及び事業主の回答から判断すると、申立人は、当該期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成8年3月31日）の後の平成8年4月22日付けで、遡って同年3月31日と記録されたことが確認できる上、申立人と同様に遡って被保険者資格を喪失している従業員が3人いることが確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本によると、申立期間②においても同社は閉鎖されておらず法人格を有していることから、厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後に、遡って申立人の同社における資格喪失日に係る処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日を雇用保険の加入記録から、平成8年4月4日に訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社における平成8年2月の社会保険事務所の記録から、41万円とすることが妥当である。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録は、事後訂正の結果100万4,000円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、訂正前の100万円とされているが、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、100万4,000円であったことが認められることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を100万4,000円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年7月7日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額が、賞与額に見合う標準賞与額と相違している。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の訂正記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、当初、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額は100万円と記録されていたところ、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成23年11月16日付けで、100万4,000円に訂正されたが、厚生年金保険法第75条本文の規定に基づき、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正前の標準賞与額（100万円）とされている。

一方、年金事務所から提出された申立期間に係る賞与支払届によると、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た賞与額（通貨によるもの）は100万4,760円、賞与額（合計）は100万円と記載されているところ、本来の賞与額に見合う正しい標準賞与額は100万4,000円となるが、A社から提出された健康保険・厚生年金保険標準賞与額決定通知書によると、決定後の標準賞与額は100万円と記録されていることが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る上記賞与支払届の記載内容を確認せず、平成20年7月30日付けで、標準賞与額を100万円と記録したものと認められる。

なお、申立人に係る平成20年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳によると、標準賞与額

100万4,000円に見合う厚生年金保険料が賞与から控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る申立期間の標準賞与額は、100万4,000円であるにもかかわらず、社会保険事務所は、事務処理誤りにより標準賞与額を100万円と記録したことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準賞与額を100万4,000円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格喪失日に係る記録を昭和45年7月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月10日から同年7月10日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に支店間の異動はあったが同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された申立人に係る人事記録資料から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和45年7月10日にA社C事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所における昭和45年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「当時、納入告知書と源泉控除した保険料総額を照合し、一致しない場合は、社会保険事務所に問い合わせるといった事務手順であったため、納付したと思われる。」と回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成元年8月1日から3年10月1日までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年8月1日から4年4月30日まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額より低くなっている。確認できる資料は保有していないが、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成元年8月から3年3月までの期間について、オンライン記録によると、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、41万円と記録されていたところ、同年4月8日付けで、資格取得時である元年8月に遡及して9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる上、申立人と同様に標準報酬月額を同日付けで減額訂正された者がほかに3人確認できる。

また、年金事務所は「A社に係る不納欠損整理簿により保険料の滞納は確認できる。」旨回答している上、申立人は「平成3年初め頃から経営は苦しそうだった。」と回答し、同社の従業員一人も「給与の遅配、分割払いがあった。」と供述していることから、同社は当該期間に保険料の滞納があったことがうかがえる。

さらに、A社に係る商業登記簿謄本では、申立人は同社の取締役であったことが確認できるが、申立人は「同社では、営業や出荷担当をしていた。経理及び社会保険関係の事務は代表取締役が行っていた。」旨供述しており、さらに、同社の複数の従業員は「申立人は、社会保険関係の事務はしていなかった。」旨供述していることから、申立人が当該減額訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、平成3年4月8日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考え難く、当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録

訂正があったとは認められないことから、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の元年8月から3年9月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た41万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間のうち、平成3年10月から4年3月までの期間について、オンライン記録によると、3年10月の定時決定による標準報酬月額について、遡って訂正されている等の不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

また、申立人は、当該期間の保険料控除額を確認できる資料を保有しておらず、事業主は所在不明であるため、申立人の主張する報酬月額及び保険料控除額を確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成3年11月1日から4年3月13日までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月1日から4年3月13日まで  
A社に塾教師として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与額に見合う標準報酬月額と相違しているのを、調査して正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成3年11月から4年2月までの期間について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、30万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった5年3月31日より後の同年12月6日付けで、遡って15万円に減額訂正されていることが確認できる上、申立人と同様に標準報酬月額を同日付けで減額訂正された者がほかに28人確認できる。

また、A社の事業主は「申立人は塾教師として勤務し、社会保険の手続に関与したことはない。」と供述していることから、申立人が当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該減額訂正処理を遡って行う合理的な理由は無く、標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た30万円に訂正することが必要である。

なお、申立人は当該期間について、34万円ぐらいの報酬が支払われていた旨主張しているところ、A社の事業主は「会社が倒産したために資料は一切無く、社会保険担当者は既に死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について不明である。」と回答している上、申立人及び申立期間に勤務していた従業員は、

給与明細書等の保険料控除を確認できる資料を保有しておらず、申立人の主張する報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

一方、申立期間のうち、平成3年8月から同年10月までの期間について、オンライン記録によると、同年8月の随時改定による標準報酬月額について、遡って訂正されている等の不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

また、上記のとおり、A社の事業主は、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について不明である旨回答している上、申立人及び申立期間に勤務していた従業員は、給与明細書等の保険料控除を確認できる資料を保有しておらず、申立人の主張する報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成7年3月1日から同年8月31日までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人に係る当該期間の標準報酬月額を47万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成7年8月31日から同年11月16日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年11月16日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、47万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月1日から同年11月16日まで

A社に勤務した期間のうち、平成7年3月から同年7月までの厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額に見合う標準報酬月額より低くなっている。給与が減額されることはなかったため、正しい記録に訂正してほしい。また、同社には同年11月15日まで勤務したため、この期間についても厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成7年3月から同年7月までの期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、47万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成7年8月31日）より後の同年12月6日付けで、同年3月に遡って9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A社に係る商業登記簿謄本において、申立人の氏名は見当たらないことから、申立期間及び上記訂正処理日において申立人が同社の取締役であったことは確認できない上、同社の元事業主は、「申立人の職種は営業で、役職は課長職であったと思う。」と回答しており、複数の従業員も同様の回答をしていることから、申立人は、社会保険事務に関与しておらず、当該減額訂正処理にも関与していないと判断される。



これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、当該期間の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た47万円に訂正することが必要である。

2 申立期間のうち、平成7年8月31日から同年11月16日までの期間について、雇用保険の加入記録によると、申立人のA社における離職日は、同年11月15日と記録されており、申立人は、当該期間において同社に勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録により、A社における厚生年金保険の資格喪失日が平成7年8月31日と記録されている従業員4人のうち雇用保険の加入記録のある3人の離職日について、一人は同年9月8日、二人は同年11月15日と記録されており、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成7年8月31日）以降の勤務が確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日について、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成7年8月31日）の後の平成7年12月6日付けで、同年10月の定時決定の記録が取り消され、遡って同年8月31日と記録されていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本によると、同社は平成7年9月22日に商号をB社に変更しているものの、法人として存続していることが確認できることから、当該期間においても、厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、遡って申立人の同社における資格喪失に係る処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である平成7年11月16日であると認められる。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人に係る上記訂正後の平成7年7月の標準報酬月額から、47万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B本社における資格取得日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月1日から同年5月16日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出のあった在職期間に係る証明書及び雇用保険の転出者名簿から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和49年4月1日にA社C工場から同社B本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B本社における昭和49年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、A社から提出された「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」における資格取得日が昭和49年5月16日とされていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は 35 万 5,000 円、申立期間②は 32 万 8,000 円、申立期間③及び④は 42 万円、申立期間⑤は 47 万円、申立期間⑥は 49 万 5,000 円、申立期間⑦は 52 万 5,000 円、申立期間⑧は 55 万 5,000 円、申立期間⑨及び⑩は 70 万円、申立期間⑪は 68 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 15 日  
② 平成 16 年 8 月 3 日  
③ 平成 16 年 12 月 27 日  
④ 平成 17 年 7 月 8 日  
⑤ 平成 17 年 12 月 15 日  
⑥ 平成 18 年 7 月 5 日  
⑦ 平成 18 年 12 月 11 日  
⑧ 平成 19 年 7 月 6 日  
⑨ 平成 19 年 11 月 30 日  
⑩ 平成 20 年 7 月 4 日  
⑪ 平成 20 年 12 月 12 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。賞与明細書、預金通帳の写し及び源泉徴収票等を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準賞与額について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、

これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

- 2 申立期間①、②、③及び⑥について、申立人は、当該期間に係る賞与明細書を所持していないが、申立人の取引銀行から提出された普通預金移動元帳により、当該期間においてA社から賞与支給月以外の月の約2倍強の振込額が確認できることから、当該期間において賞与の支給があったものと認められる。

また、申立人の当該期間に係る課税資料及び複数の同僚の賞与明細書により、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額については、上記複数の同僚の賞与明細書及び申立人に係る銀行振込額から判断すると、申立期間①は35万5,000円、申立期間②は32万8,000円、申立期間③は42万円、申立期間⑥は49万5,000円とすることが妥当である。

- 3 申立期間④、⑤及び申立期間⑦から⑪までについては、申立人から提出のあった賃金台帳及び賞与明細書から判断すると、申立人は、当該期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、当該期間の標準賞与額については、上記1を踏まえると、上記賞与明細書において確認できる保険料控除額及び賞与額から、申立期間④は42万円、申立期間⑤は47万円、申立期間⑦は52万5,000円、申立期間⑧は55万5,000円、申立期間⑨及び⑩は70万円、申立期間⑪は68万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は 16 万円、申立期間②は 40 万円、申立期間③及び④は 50 万円、申立期間⑤は 48 万 9,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 55 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 12 月 11 日  
② 平成 19 年 7 月 6 日  
③ 平成 19 年 11 月 30 日  
④ 平成 20 年 7 月 4 日  
⑤ 平成 20 年 12 月 12 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。賞与の支払が記載された賞与明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準賞与額について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間①、②、④及び⑤について、申立人から提出のあった賞与明細書により、申立人は、当該期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、申立人が提出した賞与明細書5枚のうちの1枚については、支払対象の年が確認できないところ、申立人のA社における被保険者期間、同僚の賞与明細書及び金

融機関における給与の支払記録等から判断すると、当該賞与明細書は、申立期間③に該当するものであることが認められる。また、当該賞与明細書から、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記1を踏まえると、上記賞与明細書において確認できる保険料控除額及び賞与額から、申立期間①は16万円、申立期間②は40万円、申立期間③及び④は50万円、申立期間⑤は48万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主及び事業主代理人から回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているところ、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 12 月 31 日は 145 万円、16 年 12 月 31 日は 102 万 4,000 円、18 年 6 月 30 日は 124 万 3,000 円、19 年 12 月 31 日は 115 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 31 日  
② 平成 16 年 12 月 31 日  
③ 平成 18 年 6 月 30 日  
④ 平成 19 年 12 月 31 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る賞与明細一覧表の写し及びA社から提出された厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人

の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、申立期間①は145万円、申立期間②は102万4,000円、申立期間③は124万3,000円、申立期間④は115万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録については、平成14年8月から15年3月までを32万円、同年4月から同年9月までを38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年8月26日から15年10月1日まで

A病院に勤務している期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。給与支払明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の標準報酬月額は、オンライン記録において、28万円とされているところ、申立人から提出のあった給与支払明細書から、平成14年8月から15年3月までは32万円、同年4月から同年9月までは41万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、上記給与支払明細書から、申立人の申立期間における報酬月額は、平成14年8月から15年3月まではおおむね38万円から39万円、同年4月から同年9月まではおおむね38万円であることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記給与支払明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、平成14年8月から15年3月までは32万円、同年4月から同年9月までは38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く不明としているが、上記給与支払明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致しないことから、事業主は、保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は平成4年2月24日、資格喪失日は同年4月6日であると認められることから、申立期間の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、22万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月24日から同年4月6日まで

A社に勤務した申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人について、オンライン記録では、平成4年2月24日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成3年12月31日）の後の4年4月6日付けで、遡って当該資格取得に係る記録の取消処理が行われている。

しかしながら、A社に係る雇用保険の加入記録及び元同僚の供述により、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録では、申立人以外の27人の被保険者について、平成4年4月6日付けで、被保険者資格喪失日を遡って3年12月31日とする処理が行われている。

しかし、A社は、商業登記簿謄本及び複数の元同僚の供述により、平成3年12月31日以降も厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、社会保険事務所（当時）において、上記処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の上記資格取得に係る記録の取消処理は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格取得日を平成4年2月24日とし、資格喪失日については、当該処理日である同年4月6日とすることが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記取消処理前のオンライン記録から、

22 万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成9年4月1日から16年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、9年4月から11年10月までは26万円、同年11月から15年3月までは28万円、同年4月は30万円、同年5月及び同年6月は32万円、同年7月及び同年8月は30万円、同年9月は32万円、同年10月及び同年11月は34万円、同年12月は30万円、16年1月は32万円、同年2月は36万円、同年3月及び同年4月は34万円、同年5月は32万円、同年6月は34万円、同年7月は32万円、同年8月は36万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間②における標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果、平成16年9月から17年8月までは34万円、同年9月から18年8月までは38万円、同年9月から19年8月までは34万円、同年9月から20年8月までは38万円、同年9月から21年9月までは36万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の22万円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を、16年9月は36万円、同年10月は34万円、同年11月から17年2月までは36万円、同年3月は34万円、同年4月から同年6月までは36万円、同年7月は34万円、同年8月は36万円、同年9月から18年2月までは34万円、同年3月から同年5月までは32万円、同年6月は34万円、同年7月及び同年8月は32万円、同年9月から19年11月までは34万円、同年12月は32万円、20年1月から同年8月までは34万円、同年9月から21年9月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

## 2 申立内容の要旨

- 申立期間：① 平成7年3月1日から16年9月1日まで  
② 平成16年9月1日から21年10月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に受け取っていた報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。一部期間の給料支払明細書、預金通帳の写しを提出するので、正しい記録に訂正してほしい。また、申立期間②について、同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、訂正後の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①のうち、平成9年4月から16年8月までの期間については、A社が保有する9年4月から同年11月まで、10年1月、同年2月及び11年8月から12年1月までの給料台帳並びに15年8月から16年8月までの給料支払明細書の控え並びに申立人から提出のあった14年6月から同年8月まで、15年5月及び同年6月の給料支払明細書並びに申立人の申立期間①に係る「B銀行C支店の普通預金通帳」における給料振込額から判断して、申立人は、9年4月から16年8月までの期間において、オンライン記録の標準報酬月額より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記給料台帳、給料支払明細書の控え、給料支払明細書及び「B銀行C支店の普通預金通帳」における給料振込額から確認又は推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成9年4月から11年10月までは26万円、同年11月から15年3月までは28万円、同年4月は30万円、同年5月及び同年6月は32万円、同年7月及び同年8月は30万円、同年9月は32万円、同年10月及び同年11月は34万円、同年12月は30万円、16年1月は32万円、同年2月は36万円、同年3月及び同年4月は34万円、同年5月は32万円、同年6月は34万円、同年7月は32万円、同年8月は36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、上記のとおり、給料支払明細書等において確認又は推認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額とが長期間にわたり一致していないことから、事業主は、保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬

月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 一方、申立期間①のうち、平成7年3月から9年3月までの期間については、当該期間に係る給料台帳において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額、オンライン記録の標準報酬月額を超えていないことから、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

3 申立期間②について、A社が保有する当該期間の給料支払明細書の控えから判断して、申立人は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間②の標準報酬月額については、当該期間に係る上記給料支払明細書の控えにおいて確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成16年9月は36万円、同年10月は34万円、同年11月から17年2月までは36万円、同年3月は34万円、同年4月から同年6月までは36万円、同年7月は34万円、同年8月は36万円、同年9月から18年2月までは34万円、同年3月から同年5月までは32万円、同年6月は34万円、同年7月及び同年8月は32万円、同年9月から19年11月までは34万円、同年12月は32万円、20年1月から同年8月までは34万円、同年9月から21年9月までは26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間②に係る報酬月額の届出を社会保険事務所に誤って提出し、また、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、当該期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年4月1日から33年3月1日まで  
② 昭和33年11月22日から40年5月1日まで

日本年金機構から脱退手当金の確認はがきが届き、申立期間①及び②について、それぞれ脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。しかし、私は、脱退手当金については、申立期間①及び②共にこれを請求した記憶も、受給した記憶も無いので、申立期間について脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係る脱退手当金については、申立人が申立期間①に勤務したA社に係る事業所別被保険者名簿から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和33年3月1日の前後各10年以内に資格喪失した女性であって、脱退手当金の受給資格を満たす13名について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、支給記録があるのは申立人のみであることを踏まえると、同社の事業主が申立人の委任を受けて脱退手当金の代理請求をしたとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間①より前の最初に被保険者となったB社に係る被保険者期間及び次のC社に係る被保険者期間について、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。

しかしながら、申立人が、最初に被保険者となり47か月も勤務したB社及び次に21か月勤務したC社に係る被保険者期間の請求を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

2 申立期間②に係る脱退手当金については、申立人が申立期間②に勤務したD社に係る事業所別被保険者名簿から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和



40年5月1日の前後各3年以内に資格喪失した女性であって、脱退手当金の受給資格を満たす6名について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、4名について支給記録が確認でき、当該支給記録がある同僚は、「事業所に脱退手当金の手続きをしてもらい、受給した。」と供述していることを踏まえると、同社では事業主による脱退手当金の代理請求が行われており、申立人に係る脱退手当金についても、同社が代理請求をした可能性が高いものと考えられる。

また、上記被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、当該脱退手当金は、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和40年12月3日に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはいかたがえなない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を36万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年11月26日から5年4月1日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社では営業担当であり、厚生年金保険関係事務には関与していなかったため、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額は、当初、36万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成5年11月30日）の後の平成6年7月20日付けで、34万円に遡及減額訂正されていることが確認できる。

また、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人が同社の役員であった記載は確認できず、複数の元従業員は、「営業担当であった申立人は、厚生年金保険の事務手続に関与できる立場ではなかった。」旨供述している上、雇用保険の加入記録から、申立人は上記標準報酬月額の遡及減額訂正処理が行われる前の平成5年3月31日に同社を退職していることを踏まえると、申立人は当該遡及減額訂正処理に関与していなかったと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立期間の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た36万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 62 年 3 月まで  
私は、昭和 59 年 4 月に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。  
申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和 62 年 5 月頃に払い出されており、この頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認され、申立内容とは符合しない上、当該払出時点では申立期間のうち 60 年 3 月以前の期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立期間のうち同年 4 月から 62 年 3 月までの期間の保険料は過年度納付により納付することが可能であったが、申立人は保険料を遡って納付した記憶は無いとしている。

また、申立人が現在所持している年金手帳は、上記手帳記号番号が記載されている再交付された手帳 1 冊のみであり、当該手帳以外の記憶は無いとしているなど、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続の時期、加入手続の場所及び保険料の納付場所に関する記憶が明確でないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年11月から47年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年11月から47年6月まで  
私の兄は、私が20歳の時に私の国民年金の加入手続を行い、昭和50年3月に独立するまでの私の国民年金保険料を兄夫婦の保険料と一緒に納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与していないが、20歳の時に申立人の兄が国民年金の加入手続をし、保険料を納付してくれていたはずだとしている。

しかしながら、申立人及びその兄夫婦の国民年金手帳の記号番号は第1回特例納付実施期間内の昭和47年3月から同年6月頃までに事業団において連番で払い出されており、申立人が所持している年金手帳には同年6月12日の発行年月日が記載されていることが確認でき、当該手帳記号番号払出時点では、申立期間の保険料の大部分は当該特例納付及び過年度納付により遡って納付する以外にないが、申立人のを納付していたとする兄は、申立期間の保険料を遡って納付した記憶は無いとしている。

また、当該事業団で作成された国民年金被保険者台帳領収書発行簿では、上記3人の「委託年月日」は昭和47年3月28日、「徴収開始年月」は47年7月の記載があり、当該発行簿の昭和47年度の「7月～9月」欄には47年6月27日の領収日が記載されていることが確認できるほか、申立人と連番で払い出されている兄は、申立期間を含む36年4月から45年3月までの期間の保険料が未納となっており、同年12月から46年12月までの期間の保険料は第2回特例納付（実施期間は49年1月から50年12月まで）により納付されている。

さらに、申立人が現在所持する年金手帳には上記手帳記号番号が記載されており、

申立人は当該手帳を昭和 50 年 3 月に兄からもらい、その時初めて自身が国民年金に加入し、兄が保険料を納付していたことを知ったとしており、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人の兄が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、兄は加入手続の時期及び申立期間の保険料の納付状況に関する記憶が明確でない上、兄が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から50年1月までの期間、同年3月から52年3月までの期間及び63年4月から平成元年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年9月から50年1月まで  
② 昭和50年3月から52年3月まで  
③ 昭和63年4月から平成元年10月まで

私の母は、私の結婚前に私の国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付してくれたはずである。また、私は、結婚後の保険料を自分自身で納付しており、納付できなかった時もあるが、申立期間③の保険料は納付したはずである。申立期間①、②及び③の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとする母親から納付状況等を聴取することができないため、当時の状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和53年1月頃に払い出されており、当該払出時点で当該期間の保険料の過半は時効により納付することができない上、平成22年7月5日に、厚生年金保険の被保険者期間の記録の追加に伴い、国民年金の被保険者資格取得日が昭和44年12月18日から45年9月1日に訂正され、50年2月1日の被保険者資格喪失及び同年3月1日の資格取得の記録が追加されていることがオンライン記録で確認でき、当該記録整備時点までは当該期間は連続した国民年金の被保険者期間として記録管理されており、当該記録整備時点において保険料の還付記録も確認できないことから、申立期間①及び②を含めて44年12月から52年3月までの期間の保険料は納付されていなかったことが推認できる。

さらに、申立人は上記手帳記号番号が記載された年金手帳を所持し、当該手帳以

外に別の手帳を見たことはないとしており、当該期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

申立期間③について、申立人は当該期間の保険料の納付時期、納付頻度及び保険料額に関する記憶が明確でなく、申立人が婚姻後に保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫も、当該期間の保険料は未納となっている。

また、申立人の母親及び申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人の母親及び申立人が申立期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から54年3月まで  
私が20歳の時に勤務していた会社の経営者が私の国民年金の加入手続を行い、私が国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付書により納付しており、印紙により納付した記憶が無いとしているが、申立期間のうち昭和42年11月から44年6月まで申立人が居住していた市では47年4月から、申立人が44年9月から居住している区では45年4月から、納付書による保険料収納が実施されており、それまでは印紙検認方式による保険料収納が行われていた。

また、申立人は、申立期間に係る住所変更手続について、住民票の手続を行った記憶はあるが国民年金に係る当該手続を行った記憶が定かでないとしており、申立人の国民年金手帳記号番号払出簿では「不在」の記載が確認できるなど、申立人が申立期間当時の国民年金に係る住所変更手続を適切に行っていた事情はうかがえないほか、申立期間は144か月と長期間である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から55年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から55年6月まで  
私は、昭和47年3月に会社を退職後、契約社員となったため国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続を行ったと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和57年8月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認できることから、この頃に国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、申立内容とは符合しない上、申立人は、当該払出時点で国民年金保険料を過年度納付することが可能であった55年7月分までの保険料を遡って納付したことが推認でき、当該払出時点で申立期間は時効のため保険料を納付することはできない。

また、申立人は、昭和47年3月に会社を退職後、国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続を行ったと思うとしているが、申立人の手帳記号番号は上記のとおり申立期間後に払い出され、申立人は、申立期間当時に自身の国民年金手帳を見た記憶は無いとしており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から49年3月まで

私の母は、私が20歳の時に国民年金の加入手続きを行い、学生期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金手帳の「初めて被保険者になった日」欄には「昭和54年4月1日」の記載が確認でき、申立期間は学生の任意加入適用期間の未加入期間であることから、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である上、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、当該手帳の記号番号は、昭和54年5月に払い出されていることが確認でき、申立人は当該手帳1冊のみを所持し、ほかにも手帳を所持した記憶は無いとしているなど、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続き及び保険料の納付を行っていたとする母親から、納付状況等を聴取することができないため、当時の状況は不明である。

さらに、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 9 月から 42 年 2 月までの期間、45 年 10 月から 46 年 3 月までの期間、同年 10 月から 47 年 3 月までの期間、同年 7 月から同年 9 月までの期間、48 年 1 月から同年 3 月までの期間、同年 7 月から 50 年 9 月までの期間及び 51 年 4 月から 53 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 9 月から 42 年 2 月まで  
② 昭和 45 年 10 月から 46 年 3 月まで  
③ 昭和 46 年 10 月から 47 年 3 月まで  
④ 昭和 47 年 7 月から同年 9 月まで  
⑤ 昭和 48 年 1 月から同年 3 月まで  
⑥ 昭和 48 年 7 月から 50 年 9 月まで  
⑦ 昭和 51 年 4 月から 53 年 12 月まで

私の兄は、私が 20 歳の頃に私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間①の国民年金保険料を納付してくれた。その後、自分で保険料を納付するようになってからは 60 歳になるまでの保険料は全て納付したはずである。申立期間①が国民年金に未加入とされ、申立期間②、③、④、⑤、⑥及び⑦の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、その兄が申立人の 20 歳の頃に国民年金の加入手続きを行い、当該期間の国民年金保険料を納付してくれたはずと主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 43 年 2 月に払い出され、当該払出時の申立人の国民年金被保険者資格取得日は当該期間直後の 42 年 3 月 1 日とされていることが、当該手帳記号番号払出当時に居住していた町の国民年金被保険者名簿、申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録で確認できることから、当該期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は当該期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする申立人の兄から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況は不明である。

さらに、申立人の兄が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無いことなど、申立人の兄が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②から⑦までについては、申立人は、当該期間を含む 60 歳に到達するまでの期間の保険料は自身で納付しており、未納期間は無いはずと主張しているが、申立期間⑦直後の昭和 54 年 1 月以降平成 18 年\*月に 60 歳に到達するまでの保険料は全て納付済みとなっているものの、それ以前の申立期間②始期の昭和 45 年 10 月から申立期間⑦終期の 53 年 12 月までの合計 99 か月間のうち、大半となる 78 か月に及ぶ期間の保険料が未納となっており、申立人が当該期間内に居住した全ての市及び区において、申立人の保険料収納に関して誤った事務処理が行われたとは考えにくい。

また、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料も無いことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 7 月から 59 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 7 月から 59 年 12 月まで

私は、結婚後、国民年金の加入手続を行い、夫が国民年金保険料の口座振替手続をするまでは私が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していた。申立期間の夫の保険料が納付済みなのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を夫婦で一緒に納付書で納付していたとしており、申立人の夫は申立期間の保険料が納付済みであるものの、申立人及びその夫の昭和 59 年 5 月に作成された年度別納付状況リストでは、申立人の納付方法は納付書による納付である一方、申立人の夫の納付方法は口座振替による納付であることが確認でき、申立期間当時は申立人とその夫の納付方法が異なっていたものと考えられるほか、申立人は、申立期間に係る保険料の納付金額及び納付頻度に関する記憶が明確でない。

また、申立人は、昭和 49 年 4 月以降現在に至るまで同一区に居住していることが住民票で確認でき、当該区において申立期間に係る保険料の収納事務処理を誤り続けたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年8月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年8月から52年3月まで  
私の母は、私が会社を退職した昭和49年8月頃、私の国民年金の加入手続きを行い、三兄の国民年金保険料と一緒に私の保険料を納付してくれていた。三兄の保険料が納付済みであるのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、退職した昭和49年8月頃に母親が国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていたと説明しているが、申立人が当時居住していた市の国民年金被保険者名簿に「新規手帳交付52・8・28」の記載があるほか、オンライン記録による申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の加入時期から、申立人は52年7月頃に国民年金の加入手続きを行ったと推認でき、この時点で現年度納付することが可能な同年4月以降の保険料が納付されている。

また、オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、母親が申立人の保険料を申立人の三兄の保険料と一緒に納付していたとしているが、申立人の保険料を納付していたとする母親から聴取することができない上、申立人は加入手続き及び保険料納付に直接関与しておらず、保険料の納付状況に関する記憶も明確でないことから、申立期間に係る加入手続き及び保険料の納付の実態が不明である。

加えて、申立人の国民年金の加入手続きが行われたと推認できる上記時点で、申立期間のうち一部期間の保険料は過年度納付することが可能であるが、申立人は、母親から遡って保険料を納付したとは聞いていないと述べている上、母親が申立期間

の保険料を遡って納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

そのほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から55年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年4月から55年9月まで  
私は、昭和51年4月に入社した会社が、厚生年金保険に加入していなかった  
ので、区出張所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付  
書で毎月納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされてい  
ることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年4月頃に国民年金の加入手続を行ったと説明しているもの  
の、オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査  
の結果、申立期間当時に申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたこと  
をうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は申立期間の国民年金保険料を毎月納付していたと説明しているが、  
申立期間当時に申立人が居住していた区は、申立期間当時の保険料は基本的に3か  
月単位の納付で、毎月納付となったのは、昭和61年10月からであると回答してい  
る。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計  
簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたこと  
をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、  
申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月から45年3月まで

私の両親は、私が20歳になった時に私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、その両親が実家の所在地で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立期間当時に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていたとする両親から当時の納付状況等を聴取することができない上、申立人は加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、申立期間における加入手続及び保険料納付の実態が不明である。

そのほか、両親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに両親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 2 月から同年 5 月までの期間及び 45 年 3 月から 48 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 2 月から同年 5 月まで  
② 昭和 45 年 3 月から 48 年 3 月まで

私は、母から 20 歳になったら国民年金に加入するように言われていたので、すぐに A 市役所で任意加入手続を行い、私及び母が国民年金保険料を納付していた。また、昭和 45 年 2 月に会社を退職した後も、私は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、私及び母が保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、母親に言われて 20 歳になってすぐに A 市で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人から唯一提出された昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料を一括納付した領収証書（B 区で払い出された国民年金手帳記号番号が明記）の領収年月日が 49 年 2 月 21 日となっていること、及び申立人が同区での住所変更手続を行ったのは同年 2 月であると説明していることを踏まえると、申立人は、同区において同年 2 月頃に初めて国民年金の加入手続を行ったと推認でき、同時点で現年度納付することが可能な 48 年 4 月に遡って保険料を納付したことがうかがえる。

また、申立人は、保険料を遡って納付したのは上記期間 1 回だけであると説明している上、上記加入手続の時点では申立期間①及び申立期間②の一部は時効により保険料を納付することができず、オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立期間①当時において別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間②について、会社を退職後、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったと説明しているが、申立人は、切替手続に関する具体的

な記憶が無く、手続の実態が不明である。

加えて、申立人は、20歳の加入時にA市で交付された国民年金手帳は、昭和49年2月にB区役所出張所で住所変更手続を行った際に回収されたと説明しているが、区役所出張所が国民年金手帳を回収することは通常の事務処理では考え難い上、申立人はA市で加入手続を行った際に交付された国民年金手帳についての記憶が明確でなく、加入の実態は不明である。

そのほか、保険料を納付してくれていたとする申立人の母親から聴取することができない上、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月から49年3月まで

私は、専門職として収入を得始めた昭和46年に国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付していた。その後、転居した市でも金融機関で保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人には、国民年金手帳の記号番号が2回払い出されており、申立人は、1回目の手帳記号番号が払い出された区での国民年金保険料の納付場所に関する記憶が明確でない。

また、申立人は申立期間当時に当該区から他市へ転居した際に、国民年金の住所変更手続を行わなかったかもしれないと説明していること、申立人は当該区において不在者として記録管理されていたことが申立人に1回目に払い出された手帳記号番号の払出簿及び年度別状況リストで確認できることから、申立人の被保険者台帳は、当該区から後に転居した市へ移管されなかったものと推認でき、当該記号番号では転居先の市で保険料の納付はできなかったものと考えられる。

さらに、申立人に2回目の手帳記号番号が払い出された昭和49年11月頃時点で、申立期間のうち47年10月からの保険料については過年度納付が可能であったが、申立人は過年度納付は行っていないとしているほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間について、申立人の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 1 月から 59 年 3 月までの期間及び同年 12 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 1 月から 59 年 3 月まで  
② 昭和 59 年 12 月から 61 年 3 月まで

私は、母から私が 20 歳の時に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を加入当初から父親名義の預貯金口座から口座振替で納付していたと聞いている。申立期間①が国民年金に未加入で保険料が未納とされ、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行ったとする申立人の母親は、申立人の保険料は加入当初から父親名義の預貯金口座から口座振替により納付したとしているが、当該金融機関に口座取引記録を照会した結果、申立期間の保険料が振り替えられた記録は無かった。

申立期間①については、申立人は、現在オレンジ色の年金手帳を 1 冊所持しており、この手帳には昭和 61 年 10 月頃払い出された国民年金手帳の記号番号が押印されており、59 年 12 月 26 日に第 1 号被保険者として加入したことが記載されていることから、当該期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるほか、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

申立期間②については、上記払出時点で当該期間の保険料を過年度納付する必要があるが、母親は、当該期間当時に保険料を遡って納付した記憶は無いとしているほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年1月から46年3月まで

私は、昭和44年12月末に会社を退職後、職業訓練校に通っていた時期に、国民年金の加入勧奨通知を受けたので、国民年金に加入し、47年3月に就職するまでの期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年12月末に会社を退職後、職業訓練校に通っていた45年4月から46年3月までの期間内に、国民年金に加入したと説明しているものの、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の同年12月24日に払い出されていることが申立期間当時居住していた市の払出簿により確認でき、当該払出時点では、申立期間の保険料は過年度納付することとなるが、申立人は、申立期間の保険料を過年度納付したかよく憶<sup>おぼ</sup>えていないと説明しており、納付した保険料の納付額、納付頻度に関する記憶も明確でない。

また、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間について、申立人の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から49年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から49年6月まで

私は、昭和47年4月に会社を退職した後、すぐに国民年金に加入し、納付書で国民年金保険料を遅れることなく納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年4月に会社を退職した後、すぐに国民年金に加入したとしているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の57年6月に払い出されており、当該払出時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、上記手帳記号番号が記載された年金手帳と手帳記号番号が一切記載されていない年金手帳の2冊のオレンジ色の年金手帳を所持しているところ、当該年金手帳以外の年金手帳を所持した記憶は無く、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付場所に関する記憶が明確でない上、納付したとする保険料額も憶えておらず、ほかに申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年8月から6年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月から6年10月まで

私は、海外留学から帰国後、平成6年11月から会社に勤務していたところ、それまで納付していなかった留学期間中の国民年金保険料の納付書が送付されてきたので、金融機関で保険料を一括して納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、海外留学から帰国後、平成6年11月から会社に勤務していたところ、それまで国民年金の加入手続は行ったことはなかったものの、申立期間に係る国民年金保険料の納付書が送付されてきたことから、金融機関で保険料を一括して納付したと説明している。

しかしながら、申立期間は、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成8年2月に記録整備により追加された未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、現在所持する年金手帳以外の手帳を所持していた記憶は無いとしており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付場所及び納付額に関する記憶が明確でない上、ほかに申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年8月から46年3月まで  
私の母は、私が昭和43年7月に会社を退職した後、私の国民年金の加入手続きを行い、実家に集金に来ていた町内の自治会役員に国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が、実家に集金に来ていた町内の自治会役員に申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和46年8月に払い出されており、当該払出時点では、申立期間の保険料は過年度納付となるが、申立人が居住していた市では、申立期間当時には国民年金保険料納入組合が存在していたものの、当該納入組合における保険料の集金は現年度保険料が対象であり、過年度保険料の集金は行っていなかったと回答している。

また、申立人の国民年金被保険者名簿の備考欄には、申立期間直後の時期である「46年4月より納入開始」と記載されており、当時、当該納入組合では、申立期間の保険料を集金していなかったものと考えられるほか、申立人は、上記集金以外の方法で保険料を納付していた記憶は無く、保険料の納付についての具体的な状況が不明であり、申立人の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付していたとする母親は既に他界していることから、申立期間における国民年金の加入手続き及び保険料納付の具体的な状況は不明である。

さらに、申立期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月から50年3月まで

私は、義母に勧められ、昭和50年10月又は同年11月に区役所で国民年金の加入手続を行い、同時期に同年4月から同年9月までの6か月分の国民年金保険料を納付したほか、申立期間の保険料は、51年頃に郵便局で全額を納付したと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年10月又は同年11月頃に区役所で国民年金の加入手続を行い、51年頃に郵便局で申立期間の国民年金保険料を全額納付したと思うと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は同年11月に払い出されており、当該払出時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間の保険料の納付時期及び納付回数に関する記憶は無く、現在所持している上記手帳記号番号が記載された年金手帳以外の手帳を所持した記憶も無いとしており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間の保険料は、上記手帳記号番号が払い出された以降に実施された第3回特例納付により納付することが可能であったものの、申立人が納付したとする金額は当該特例納付で納付した場合の金額と相違し、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間について、申立人の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑥までについて、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年4月1日から同年7月1日まで  
② 昭和51年11月1日から52年3月1日まで  
③ 昭和52年4月1日から同年9月1日まで  
④ 昭和52年9月1日から53年1月1日まで  
⑤ 昭和53年1月8日から同年4月1日まで  
⑥ 平成2年1月4日から同年5月21日まで

A社B支社に勤務した期間のうちの申立期間①、C教育事務局（現在は、D教育事務所）管内のE小学校、F小学校、G小学校及びH中学校で期限付の臨時教諭として勤務した申立期間②から⑤まで及びI社に勤務した期間のうちの申立期間⑥に係る厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①から⑥までにおいて保険料徴収されていたような記憶があるので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が昭和 52 年9月から勤務したG小学校から提出された履歴書に記載されている履歴事項及びA社B支社で申立人と同じ仕事をしていた同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間①に同社同支社で勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人のA社における雇用保険の取得日は、昭和 50 年7月1日と記録されており、厚生年金保険の資格取得日と一致している。

また、上記の同僚は、A社B支社では試用期間等があり、この間は給与から厚生年金保険料は控除されていなかった旨供述している。

このことは、上記の同僚がA社B支社への入社時期から2か月経過後に、雇用保険及び厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから裏付けられ、同社同支社では、一定期間経過後に厚生年金保険に加入させる取扱いであったことがうかがえる。

なお、A社B支社は、既に支店廃止されている上、同社は、当時の資料が無く、現在勤務している社員で当時同支社に勤めていた社員がいないため、厚生年金保険の取扱い等について分からない旨回答している。

- 2 申立期間②から⑤までについて、D教育事務所から提出された「期限付教員の任用（採用）発令について（伺い）」等により、申立人が昭和51年11月1日から52年1月15日までE小学校、同年2月9日から同年7月31日までF小学校、同年9月1日から同年11月18日までG小学校、同年11月24日から53年2月15日までH中学校で勤務していたことは確認できる。

しかしながら、J県において、「臨時的任用教職員等の健康保険、厚生年金保険の加入について（通知）」（昭和51年7月1日付け）により、臨時的任用教職員等については、昭和51年4月から厚生年金保険への加入が実施され、厚生年金保険の適用事業所は、「教育機関及び市町村立の小学校、中学校、高等学校」とされているものの、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、申立人が勤務していたE小学校及びF小学校は、厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

また、「市町村立小・中学校の臨時的任用教職員等の健康保険、厚生年金保険の適用事業所の変更について（通知）」（昭和52年6月11日付け）により、昭和52年7月1日から厚生年金保険の適用事業所が変更され、適用事業所は、学校を所管する教育事務所（局）となり、申立人の場合はC教育事務局が適用事業所となるが、D教育事務所は、給与支払及び保険料控除等を確認できる資料は、保存期限経過により廃棄している旨回答していることから、C教育事務局における厚生年金保険の取扱い等について確認することができない。

さらに、申立人が申し立てている期間と同時期に、C教育事務局管内の小学校又は中学校で期限付教員（講師）等として勤務したことがあると供述している複数人も、申立人と同様、厚生年金保険の加入記録が無い期間がある旨供述している。

- 3 申立期間⑥について、雇用保険の取得日は、平成2年1月5日となっており、同日から申立人がI社で勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人とほぼ同時期に厚生年金保険に加入している従業員のうち、雇用保険の加入記録を確認することができた5人の雇用保険の取得日と、厚生年金保険の資格取得日を照合したところ、4人は申立人と同様、雇用保険に加入してから数か月経過後に厚生年金保険に加入していることから、I社では、入社してから一定期間経過後に厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

また、I社の社会保険の手続を行っていた社会保険労務士は、この会社は3か月ほど試用期間があり、その間は厚生年金保険には加入させず、厚生年金保険料の控除は無かったと思う旨供述している。

なお、I社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主は既に死亡していることから、同社における厚生年金保険の取扱い等について確認することができない。

- 4 このほか、申立人の申立期間①から⑥までにおける厚生年金保険料の控除について

確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①から⑥までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年8月1日から7年10月1日まで  
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の給料が約10万円も少なくなった記憶は無い。給料明細を提出するので、調査して申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、かつ、解散している上、事業主は死亡していることから、申立人の主張する報酬月額及び給与から控除されていた厚生年金保険料について確認することができない。

また、オンライン記録から、申立人の標準報酬月額が減額された平成6年8月に厚生年金保険の被保険者であった従業員12人（申立人を除く。）の標準報酬月額を調査したところ、10人について、同年6月から同年8月までの間に標準報酬月額が減額していることが確認でき、そのうちの6人は、申立人と同額又は申立人よりも多い額で標準報酬月額が減額していることが確認できる。

このことについて、複数の従業員は、申立期間当時、A社は業績が悪化していた旨供述している。

さらに、オンライン記録では、申立人及び上記従業員10人の標準報酬月額に係る記録に、遡って訂正が行われる等の不自然な処理は見当たらない。

加えて、申立人から提出された5か月分の給料明細は、給与から控除された厚生年金保険料額からみて、申立期間の給料明細ではないと考えられる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 14 年 12 月 1 日から 16 年 2 月 1 日まで  
② 平成 19 年 1 月 1 日から同年 12 月 22 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額に見合う標準報酬月額と相違している。一部期間の給与所得の源泉徴収票を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出のあった当該期間に係る給与所得の源泉徴収票における社会保険料等の金額は、A社から提出のあった当該期間に係る賃金台帳の社会保険料の控除合計額と一致しているところ、同賃金台帳における厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、申立期間②について、申立人の当該期間に係る市民税・県民税 課税・非課税証明書における社会保険料は、A社から提出のあった当該期間に係る賃金台帳の社会保険料等の控除合計額と一致しているところ、同賃金台帳における厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、A社は、平成 17 年 11 月 1 日からB健康保険組合に加入しているところ、同組合における申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年3月から同年9月まで

A社に係る申立期間の給料明細書に記載がある厚生年金保険料控除額から標準報酬月額を算出すると、28万円となるが、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は28万円となっていない。一部期間の給料明細書及び源泉徴収票を提出するので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料明細書(12枚)は、年が記載されておらず、申立期間の給料明細書であることが確認できないところA社から提出された申立人に係る平成21年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿(以下「源泉徴収簿」という。)の月ごとの総支給金額及び社会保険料等の控除額を照合した結果、同給料明細書のうち申立期間に係る給料明細書は、21年6月、同年8月及び同年9月の3か月分であることが確認できる。

また、上記源泉徴収簿は、健康保険料、厚生年金保険料及び雇用保険料の総額(以下「社会保険料等」という。)が記載されており、厚生年金保険料控除額を確認することができないが、申立期間に係る上記3か月の給料明細書の社会保険料等の金額は、上記源泉徴収簿で確認できる月ごとの社会保険料等の控除額と同額であることから、申立期間のうち、給料明細書の無い平成21年3月から同年5月まで及び同年7月の厚生年金保険料控除額は、上記給料明細書と同額であることが推認できる。

さらに、上記源泉徴収簿の総支給金額及び社会保険料等の控除額は、申立人から提出された平成21年分給与所得の源泉徴収票の支払金額及び社会保険料等の金額と一致していることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び

保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、上記給料明細書及び源泉徴収簿において確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であることが確認できるが、報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より低いことが確認できることから、特例法による記録訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年10月17日から60年9月1日まで  
② 昭和60年11月25日から61年4月1日まで  
③ 昭和61年6月5日から62年3月26日まで  
④ 昭和62年4月1日から同年6月30日まで  
⑤ 昭和62年9月1日から63年4月1日まで

申立期間①から⑤までの厚生年金保険の加入記録が無い。しかし、申立期間①はA高等学校に、申立期間②はB高等学校に、申立期間③はC高等学校に、申立期間④はD高等学校及びE高等学校（現在は、両校が統合され、F高等学校）に、申立期間⑤はG高等学校に、それぞれ勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③まで及び⑤について、申立人から提出されたH県教育委員会発行の人事異動通知書及び同教育委員会から提出された人事記録の台帳により、申立期間①はA高等学校に、申立期間②はB高等学校に、申立期間③はC高等学校に、申立期間⑤はG高等学校に臨時的任用職員として勤務していたことは認められる。

また、申立期間④については、上記人事異動通知書及び人事記録の台帳により、当該期間のうち、昭和62年4月1日から同年6月8日までの期間において、D高等学校及びE高等学校に臨時的任用職員として勤務していたことは認められる。

しかし、オンライン記録によると、申立期間①、③、④及び⑤に係る高等学校が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和63年4月1日であり、また、申立期間②に係る高等学校が厚生年金保険の適用事業所となったのは、同年4月5日であることから、いずれも申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

このことについて、H県教育委員会は、「臨時的任用職員は、昭和62年12月15日

付けの文部省通知「義務教育費国庫負担金における共済費の取り扱いについて（昭和62年12月15日文教財第149号）」に基づき、63年4月1日付けで臨時的任用職員のうち任用期間が2か月を超え12か月を超えない者を同年4月1日から厚生年金保険に加入させるよう県内の各県立学校長宛てに通知したため、それ以前は厚生年金保険に加入させていない。そのため、厚生年金保険の届出及び保険料控除はしていない。」と回答している。

また、申立期間①から⑤までの各高等学校に申立人の厚生年金保険料の控除について確認したが、いずれも資料等が無いため不明としており、申立人の申立期間①から⑤までにおける保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人から提出された昭和62年分の給与所得の源泉徴収票によると、給与から社会保険料等が控除されていないことが確認できる。

加えて、オンライン記録により、申立期間①から⑤までにおいて、申立人は、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①から⑤までにおける厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 5 月 20 日から 49 年 4 月 1 日まで  
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与月額より低い記録となっているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は死亡している上、申立人は給与明細書等を保有していないことから、申立期間における申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間に厚生年金保険の資格を取得していることが確認できる従業員 24 人に給与明細書の保有状況を照会したところ、回答のあった 18 人全員が保有していないと回答していることから、これらの者から申立期間の厚生年金保険料控除額について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月1日から50年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間には、厚生年金保険の標準報酬月額の上限額を超える給与を支給されており、昭和48年11月1日に標準報酬月額の上限額が改正されたにもかかわらず、標準報酬月額の記録が上がっていないのは納得できないので、調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人の標準報酬月額は、昭和47年13万4,000円、48年13万4,000円、50年10月20万円と記載されていることが確認できるところ、同社から提出のあった申立人に係る「賃金明細表」及び申立人から提出のあった給与明細書において申立期間の厚生年金保険料控除額は5,092円であり、当該保険料控除額に見合う標準報酬月額は13万4,000円であることが確認できる。

また、A社は、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の届出については、「どのように行ったかは、資料の保存が無いため不明。」としているが、保険料控除については、保管する賃金明細表から、「現在の記録どおりの保険料(標準報酬月額13万4,000円に基づく額)を控除した。」と回答している。

さらに、B厚生年金基金から提出のあった「加入員適用記録照会」の申立期間に係る標準報酬月額の記録は、上記被保険者名簿における申立期間に係る標準報酬月額と一致している上、同基金は、「申立期間当時の届出様式は、複写式であった。」と供述している。

加えて、C健康保険組合から提出のあった「標準報酬月額証明書」の申立期間に係る標準報酬月額の記録は、上記被保険者名簿における申立期間に係る標準報酬月額と一致

している。

なお、A社は、厚生年金保険の標準報酬月額に係る上限額の改正時期の昭和48年11月において、上限額が20万円となったにもかかわらず、申立人については、13万4,000円のままとなっている理由について、「調査したが、原因は不明である。」と回答している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 2 月 29 日から同年 3 月 1 日まで  
A事業所（現在は、B事業所）に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。C社内の診療所で検査技師として勤務し、昭和 51 年 2 月 29 日まで籍を置いていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA事業所に検査技師として勤務していたと申し立てている。

しかし、雇用保険の加入記録によると、申立人は、A事業所で昭和 49 年 12 月 2 日に資格取得し、51 年 2 月 28 日（土曜日）に離職していることが確認できる。

また、B事業所は、当時の資料が保管されていないので、申立人の在籍記録、厚生年金保険に係る届出及び給与からの厚生年金保険料の控除については不明である旨回答している。

さらに、申立人が姓のみを記憶していた同僚二人に、申立人の退職日について照会したところ、兩人とも申立人のことを記憶しているものの、退職日のことまでは記憶していない旨回答しているほか、A事業所において、申立期間に厚生年金保険の届出に係る業務を担当していた二人は、当時の厚生年金保険の取扱いについて、月の末日が日曜日の場合は、前日の土曜日を退職日とし、その翌日を資格喪失日として届出をしており、保険料の控除方法は当月控除であったとし、退職月は給与から保険料を控除していなかった旨回答している。

加えて、A事業所に係る事業所別被保険者名簿により、申立人と同様に、月の末日に資格喪失していることが確認できる 14 人のうち、連絡先が判明した 13 人に照会したところ、回答のあった 11 人全員が給与明細書及び退職日を確認できる資料を保有していなかったが、そのうちの一人は、退職月の給与から保険料は控除されていないと思う旨

回答している上、上記 14 人のうち、申立人と同日に資格喪失している者が一人確認できるところ、同人に係る雇用保険の離職日は、昭和 51 年 2 月 28 日と記録されており、申立人の離職日と一致している。

その上、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日（昭和 41 年 9 月 1 日）から申立人の資格喪失日（昭和 51 年 2 月 29 日）までの期間に、上記被保険者名簿に記載されている被保険者 160 人のうち、資格喪失の記録がある 133 人の資格喪失日を確認したところ、月の末日に資格喪失している者が 15 人おり、そのうち 14 人は資格喪失日が日曜日となっている。

これらのことから、A事業所は、申立期間当時、退職月の末日が日曜日の場合は、その前日の土曜日を退職日として厚生年金保険の資格喪失手続を行っていた事情がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月 1 日から同年 4 月 1 日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。厚生年金保険の加入期間が5か月となっているが、もう少し長く勤務したと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の人事担当者は、「当時の就業規則には6か月間の試用期間を設けると記載されているが、実際は、試用期間は設けておらず、入社と同時に厚生年金保険及び雇用保険に加入させていた。」旨供述しているところ、同社に係る事業所別被保険者名簿及び公共職業安定所等の回答から、申立人を含む複数の元従業員の厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格取得日は一致していることが確認できる。

また、A社において、申立人と同時期に厚生年金保険に加入した複数の元従業員のうち、当委員会の照会に回答した者はいずれも、「自身の入社日と同時に厚生年金保険に加入した。」旨回答しているほか、申立人を記憶する複数の元従業員は、申立人の勤務期間を記憶しておらず、申立人の申立期間における勤務実態を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。